

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 第 号	氏 名	山尾 忠弘
論文審査担当者	主 査	：川俣 雅弘（慶應義塾大学経済学部教授 博士（経済学））	
	副 査	：池田 幸弘（慶應義塾大学経済学部教授 Dr. oec.）	
		：壽里 竜（慶應義塾大学経済学部教授 博士（経済学））	
	面接担当	：牧野 邦昭（慶應義塾大学経済学部教授 博士（経済学））	
		：長谷川 淳一（慶應義塾大学経済学部教授 PhD）	
(論文審査の要旨)			
論文題名：J.S.ミルにおける文明社会と女性 ——『女性の隷従』の形成と発展——			
1. 学位請求論文の概要			
<p>山尾忠弘君は、経済学史上のみならず西洋思想の知的巨人として知られている J.S.ミルの、とりわけ『女性の隷従』を中心とする女性論の研究を行なってきた。山尾君のミル研究の出発点は、これまで国内外のミル研究者（水田珠江も含む）がミル自身の批判する人権思想（自然権思想）を『女性の隷従』に読み込んできたのではないか、という批判的視点にある。山尾君は、これまで十分に検討されてこなかったミルの初期の著作や、ミルが強い影響を受けたと考えられるスコットランド啓蒙の思想家の議論、さらには同時代の思想家の著作の文献実証的な比較・考察により、ミル女性論の中心に文明社会論という枠組みがあることを明らかにした。山尾君の論文の重要な貢献は、ミル思想において、近代文明社会で初めて可能となる社会的諸条件が女性の政治的・経済的平等のみならず、家庭関係における平等の実現可能性とも深く関わっていることを明らかにしたことにある。つまりミル自身は、普遍的人権を前提にしなくても文明化によって男女の平等が実現する環境がすでに整っていると考えていたのである。このことは、一方ではミルが古代共和制を評価しながらもそこから一定の距離を置いた理由、他方では私的所有権の廃絶を男女平等の不可欠の条件と考えた社会主義者たちとミルとの距離を説明するものであった。以下、各章の議論をより詳しく見ていくことにしたい。</p> <p>山尾君は、序章で『女性の隷従』を中心とするミル研究史を整理したあと、第1章ではミルの生前未公刊の初期草稿「結婚論」を分析している。この草稿においてミルは「長いあいだ婚姻関係の解消不可能性が女性の社会的地位の向上に強力な役割を果たしてきた」という（保守的とも読める）議論を展開している。山尾君は、ミルがスコットランド啓蒙の思想家の議論に依拠しつつ、アジア的一夫多妻制による女性の隷従よりも、騎士道と一夫一婦制によって安定した婚姻関係を築いた封建時代のヨーロッパの方を相対的に高く</p>			

評価していた、と論じている。したがって、婚姻の安定性が女性の地位向上に貢献したというミルの認識は、発展段階論を前提にした上での過渡的な貢献を意味したものであった。同時にミルは「結婚論」において、19世紀のイギリスにおいて離婚が必ずしも女性の独立を不安定にするものではないとも考えていた。だが、その後イギリスで離婚法が成立すると、その法律が女性の離婚後の生活を著しく制限するものであったことから、ミルは『女性の隷従』において離婚法を厳しく批判するようになる。

第2章において山尾君は、ミルの女性教育論を、これまであまり注目されてこなかった英国国教会の牧師シドニー・スミスのそれと比較している。実際にミルはいくつかの書評においてスミスの女性教育論を高く評価しているが、他方で教育だけを改めれば女性の地位が向上するとは考えていなかった。このことはまた、ミルが完成を目指しながら未完に終わったエソロジー（性格形成学）とも深く関連している。女性の劣位の原因をその身体的・生理的特徴に見出す当時の議論に強く反対しながら、ミルは社会構造の変化も踏まえた男女両性の真の違いを見極めなければエソロジーを完成させることはできないと主張していた。これまで研究者の間ではエソロジーが未完に終わったことを否定的に捉える傾向が一般的だったが、山尾君は、ミルがエソロジーを完成させるためには社会構造によらない男女の違いを画定する必要があると、すなわちエソロジーの未完は社会構造の変革を優先しなければならなかった結果である、と積極的に評価している。

第3章では、ミルの女性論を同時代の社会主義者ウィリアム・トンプソンのそれと比較している。オウエン主義者のトンプソンは『人類の半数である女性の訴え』によって知られており、協同社会の実現と女性参政権・家庭内における男女平等を一体のものとして訴えていた。ミルは後年には社会主義思想により親近感を示すようになったが、トンプソンが協同社会の実現を女性の平等実現の前提に置いていたのに対して、ミルは協同社会の実現と切り離しても女性の解放は可能であり、また独立して目指されるべきだと考えていた、と山尾君は整理している。

第4章で山尾君は、『功利主義論』においてミルが功利主義を一次原理としながらも正義論を最重要の補助原理として捉えていたことを手がかりに、分配論において勤労による貢献原理を最も重視するミルの思想が、彼の貴族制批判と女性の財産権擁護に一貫性を与えたと考察している。山尾君の解釈によれば、生まれではなく功績のみを基準とした平等が実現されるべきというミルの主張は、自然権思想を前提にせずとも女性の不平等を（非西洋圏を除く）近代社会に唯一残された最大の不正義として批判する根拠を与えているのである。

ミルは西洋近代社会の内部に残された不正義として女性の不平等に着目したが、非西洋圏に目を向ければ、黒人差別をもまた大きな不平等と見なしていた。第5章では、ミルの「皮膚の貴族政と性の貴族政」というフレーズを手がかりに、ミルが古代共和政を高く評価しつつも、その奴隷制と女性排除のために近代社会の方が優れていると考えていたこと、いずれの差別も「力の法」による支配として厳しく批判していたことを明らかにしている。さらに、ミルの主張が同時代人の論者（ハントやカーライルら黒人差別容認論者）から強い批判を受けていたこと、ミルがトクヴィルの『アメリカの民主制』を高く評価しながらも、アメリカにおける黒人差別と女性差別に十分な注意を払っていなかったことをその限界として批判していたことを詳細に分析している。

最終章である第6章は、終生ミルが関心を寄せていた女性の経済的な地位向上を扱っている。ミルは「結婚論」から『女性の隷従』に至るまで、一方で女性の職業選択の自由を「人類すべての平等な道徳的権利」と強く訴えながら、他方で性別役割分業を部分的に肯定してもいた。そのため研究者の間ではミル女性論の不統一が指摘されてきたが、性別役割分業を主張している箇所は主に中産階級の女性を念頭に置いた議論であったことに注意する必要がある。山尾君によると、女性の社会進出による労働供給過剰が賃金低下をもたらすことと、女性の職業選択の自由との間で葛藤してきたミルが、『経済学原理』第3版の改訂において前者の犠牲を払ってでも後者を明確に支持した点にこそミル女性論の深化が見られる。さらに『原理』第6版の改訂では、労働者階級の既婚女性が置かれた境遇を憂慮する記述が加えられている。このことは、当時のイギリスの法律が既婚女性に財産権を認めていなかったこと、多くの労働者階級の女性が夫に強制されて就労するケースが多かったことから、労働者階級の既婚女性の場合には賃労働が必ずしも経済的独立につながらないことをミルが十分に理解していたことを示している。このように、ミルの女性論における就労問題を考える際には、単にミル思想の中に一貫性（女性の職業選択の自由）を見出すだけでなく、各著作において念頭に置かれていた階級ごとの女性の境遇と同時代の社会状況を踏まえた考察が必要である、と山尾君は結論づけている。

結論部分で山尾君は、本論文の議論を総括しながら、禁欲的な仕方ではあるが、ミル女性論とその思想的格闘の現代的な意義について触れている。

本論文の第1・2・3章はそれぞれ国内の査読つき学術雑誌に掲載された論文をもとにしており、第2章「J.S.ミルにおける女性の性格形成」は社会思想史学会第9回研究奨励賞（2019年度）を受賞している。

2. 論文に対する評価

審査会では、山尾君による博士論文の要旨報告に続き、質疑応答が行われた。先行研究評価の妥当性、ミルの社会主義の内実、論文の学術的意義について質疑がなされたが、山尾君はそれぞれについて誠実に回答し、論旨が一層明確になった。より細かい内容について、第4章の正義論についてロールズと比較する際にはより理論的な分析が必要であること、鍵概念である文明社会とミル功利主義との関係について一層の整理が必要との指摘があった。本論では主に女性の参政権と就労問題が具体的に論じられていたが、売買春や墮胎などの論点について質問が出た。山尾君より、ミルにも影響を与えた功利主義の祖、ジェレミー・ベンサムと比べて、ミル自身がそれらの議論にやや抑制的であること、とはいえ売買春問題については若干の発言もあることから、今後の研究課題とすることが説明された。

以上の論文に対する評価と質疑応答を総合的に判断し、論文審査担当者の全会一致により、山尾君の学位請求論文は、社会思想史におけるミル研究に重要かつ独自の貢献をなすものであり、博士学位を授与するのにふさわしい学識と内容を備えていると判断した。